

## 意見・要望・相談等の連絡及び措置に関する取扱い要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、一般社団法人白井工業団地協議会（以下「協議会」という。）の会員企業やその従業員等からの意見、要望、相談及び苦情等（以下「意見・要望・相談等」という。）を速やかに聞取り、大きなトラブルや事故に至らないよう関係機関等と連携して早期に解決を図り、ひいては操業環境及び就業環境等の改善並びに白井工業団地の活性化につなげようとするものである。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 連絡社(者) 意見・要望・相談等の連絡をしたもので、法人又は個人をいう。

(2) 意見・要望・相談等 次に掲げる事項に該当するものをいう。

- ① 騒音、振動、悪臭、粉じん等の公害に関する事項
- ② ごみ等の不法投棄に関する事項
- ③ 防犯灯の設置及び防犯対策等に関する事項
- ④ 路上駐車、交通マナー及び交通安全の対策等に関する事項
- ⑤ 道路の除草、清掃の実施及び補修、整備等に関する事項
- ⑥ 下水道及び雨水排水の整備等に関する事項
- ⑦ 水道の整備及び井戸水の検査等に関する事項
- ⑧ 路線バスの向上等に関する事項
- ⑨ 労働安全衛生の普及等に関する事項
- ⑩ 技能講習の実施等に関する事項
- ⑪ 交流事業の開催等に関する事項
- ⑫ その他

### (意見・要望・相談等の連絡方法)

**第3条** 意見・要望・相談等をしようとする社(者)は、協議会事務局に電話、メール、FAX、郵送、訪問及びその他の方法により連絡するものとする。

なお、協議会は、連絡にあたり意見・要望・相談等連絡票（様式第1号）を活用するよう周知に努めるものとする。

2 前項の規定により連絡をしようとする社(者)は、原則、名称又は氏名及び連絡先を明らかにするものとする。

### (意見・要望・相談等への対応)

**第4条** 協議会は、前条の規定による連絡があったときは、これを受理し、意見・要望・相談等受付書（様式第2号）を作成のうえ、速やかに解決するよう対処するものとする。

2 協議会は、前項の規定により連絡を受理したときは、原則、7日以内に連絡社(者)にその経過又は結果を報告するものとする。

### (関係機関との連携)

**第5条** 協議会は、前条第1項の規定により受理した連絡（以下「受理した連絡」という。）のうち、その内容により必要があると認めるときは、白井市、千葉県、

印西警察署、船橋労働基準監督署、船橋公共職業安定所等の関係機関に連絡し、連携してその解決に当たるものとする。

(委員会等への報告等)

**第6条** 協議会は、受理した連絡のうち、その内容により必要があると認めたときは、協議会の各委員会及び理事会に報告するものとする。

2 協議会は、受理した連絡のうち、白井工業団地の操業環境、就業環境及び協議会の運営等に大きく影響を及ぼす恐れがあると認めたときは、連絡社(者)の承諾を得たうえで、協議会における各委員会及び理事会に諮りその解決策等を協議するものとする。

(解決のための話し合い)

**第7条** 協議会は、受理した連絡のうち、必要があると認めたときは、連絡社(者)及び苦情等の相手方双方の承諾を得たうえで、協議会立会いのもと話し合いの場を設けるものとする。

(秘密の保持)

**第8条** 協議会は、受理した連絡及びその解決に関し知りえた個人情報及び職務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の3役会議において別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2023年12月1日から施行する。

一般社団法人白井工業団地協議会